



平成 25 年 3 月 15 日

各位

会社名 株式会社アルデプロ
代表者名 代表取締役社長 久保玲士
(コード番号 8925 東証マザーズ)
問合せ先 代表取締役社長 久保玲士
(TEL 03-5367-2001)

当社の最近の財務状況および上場廃止懸念について

当社は、平成 22 年 6 月 29 日付「事業再生 ADR 手続の成立に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争手続（以下、「事業再生 ADR 手続」といいます。）による事業再生を目指して、事業活動を行ってまいりました。本日、再生途上における転換の局面を迎えたとの認識から、最近の財務状況および今後の見通しにつきまして下記のとおりお知らせいたします。

記

1 平成 25 年 3 月 15 日時点の財務状況

本日、事業再生 ADR 手続以前から所有していた販売用不動産につきましては、全て売却を完了いたしました。一方、有利子負債につきましては、販売用不動産の売却による返済、並びに過去の数次における「債務免除に伴う特別利益の計上に関するお知らせ」にて発表してきておりますとおり、減少してきてはいるものの 3,673 百万円と、依然多額な残高を抱えております。

一方、手許の現金・預金は、9 百万円にまで減少しており、事業の継続について非常に厳しい状況であり、当面の資金手当てが喫緊の課題となっております。

また、純資産につきましては、4,156 百万円の債務超過となっております。

(注) これらの財務数値につきましては、会計監査人によるレビューは受けておりません。

2 今後の見通し

平成 24 年 9 月 26 日に発表した「平成 25 年 7 月期通期業績予想に関するお知らせ」において、金融債権者様との間で、売上については今期中の売却で金額等につき一定の見通しがたった事から、同日に上記のお知らせをいたしました。その中で、事業再生計画上では、販売用不動産の売却に伴い追加で発生した無担保債権については、債務の株式化（以下、「DES」といいます。）、または、サービサーへの債権譲渡に応じて頂くことになっている旨、お知らせしております。上記 1. にて記載のとおり、販売用不動産は全件売却が完了しており、DES またはサービサーへの債権譲渡に応じて頂く予定となっておりますが、本日現在、債務超過解消についての具体的な目途はたっておりません。仮に、上記の全ての処理が完了したとしても約 7 億 50 百万円の債務

超過となり、2期連続で債務超過となった場合は、上場廃止基準に抵触することとなります。

一方、手許の現金・預金についても、上記1.に記載のとおり事業継続について厳しい状況であることから、引き続き借入先の探索に注力してまいります。

そのため、今後、当社は債務超過の解消と手許資金の安定化に向けて、最大限の努力を重ねてまいります。今後、開示すべき事由が発生した場合には、速やかにお知らせしてまいります。

以上